

摂津市議会

議会運営委員会記録

令和元年11月27日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和元年11月27日(水) 午前10時 2分 開会
午前10時52分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	福住礼子	副委員長	弘 豊	委員	森西 正
委員	檜村一臣	委員	香川良平	委員	光好博幸
議長	村上英明	副議長	増永和起		

1. 欠席委員

なし

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局次長 溝口哲也
同局総括参与 藤井智哉 同局主幹兼総括主査 香山叔彦
同局書記 速水知沙 同局書記 織田裕太

1. 案件

- ・令和元年第4回定例会審議日程及び議事日程について
- ・認定第1号 平成30年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

(午前10時2分 開会)

○福住礼子委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

副市長。

○奥村副市長 おはようございます。本日は、大変お忙しい中、議会運営委員会を開催していただきまして、ありがとうございます。

来る12月2日から開催されます、令和元年第4回摂津市議会定例会におきまして、報告案件1件、予算案件6件、条例案件8件、その他案件3件、計18件の議案提出を予定いたしております。それぞれの案件の概要につきましては、総務部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○福住礼子委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、森西委員を指名します。

それでは、第4回定例会の提出議案について概略説明をお願いします。

井口総務部長。

○井口総務部長 おはようございます。それでは、令和元年第4回市議会定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、報告第12号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件でございます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたもので、消火活動中に起きた車両破損事故に係る損害賠償でございます。

事故の発生状況につきましては、令和元年11月2日土曜日、午後11時30分ごろ、摂津市鳥飼和道一丁目17番5号の火災現場において、出火建物前の駐車場に駐車していた相手方車両の一部を破損させ

たものでございます。

損害賠償の相手方につきましては、議案書のとおりでございます。また、損害賠償の額は8万3,710円で、全額、一般財団法人全国消防協会から補填されるものでございます。なお、令和元年11月18日に示談が成立いたしましたので、本定例会に専決処分の報告をさせていただくものでございます。

次に、各会計の補正予算案件でございますが、議案第61号、令和元年度摂津市一般会計補正予算(第3号)につきましては、現計予算額362億157万9,000円に補正額6,511万7,000円を追加し、補正後予算額を362億6,669万6,000円とするものでございます。

その内容につきましては、歳入におきまして、国民健康保険の保険料軽減に係る国庫負担金及び府負担金を増額するほか、補正財源の調整により、財政調整基金繰入金を増額いたしております。

歳出におきましては、人事異動等に伴う人件費を減額するほか、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計への繰出金と子ども医療費、就学援助に係る扶助費などを増額いたしております。

繰越明許費といたしましては、千里丘三島線(東側)道路改良事業について、7,201万8,000円のうち、1,038万5,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

債務負担行為といたしましては、収納事務事業など4事業について追加をするものでございます。また、地方債といたしましては、災害復旧事業債を追加いたしております。

続きまして、議案第62号、令和元年度

摂津市水道事業会計補正予算（第2号）でありますが、本件は、収益的収入におきまして、現計予算額21億6,020万4,000円に23万5,000円を追加し、補正後予算額を21億6,043万9,000円とするほか、収益的支出におきましては、現計予算額20億1,175万6,000円から1,220万7,000円を減額し、補正後予算額を19億9,954万9,000円とするものでございます。また、資本的支出におきましては、現計予算額10億9,678万6,000円に9万9,000円を追加し、補正後予算額を10億9,688万5,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

また、債務負担行為では、給配水管維持管理事業など4事業を追加いたしております。

次に、議案第63号、令和元年度摂津市下水道事業会計補正予算（第1号）でありますが、本件は、収益的支出におきまして、現計予算額37億40万8,000円に420万9,000円を追加し、補正後予算額を37億461万7,000円とするほか、資本的支出におきましては、現計予算額54億6,227万3,000円に5万6,000円を追加し、補正後予算額を54億6,232万9,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

続きまして、議案第64号、令和元年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でありますが、本件は、現計予算額99億5,298万円から補正額2万円を減額し、補正後予算額を99億5,29

6万円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして保険料を減額するほか、保険料軽減に伴う繰入金を増額するものでございます。

歳出におきましては、人事異動等に伴う人件費を減額いたしております。

続きまして、議案第65号、令和元年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第3号）でありますが、本件は、現計予算額68億3,102万4,000円に補正額1,801万5,000円を追加し、補正後予算額を68億4,903万9,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、保険者機能強化推進交付金を新たに計上するほか、一般会計繰入金及び基金繰入金を増額いたしております。

歳出におきましては、人事異動等に伴う人件費を増額するほか、包括支援センター業務委託料及び基金積立金を増額いたしております。

続きまして、議案第66号、令和元年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でありますが、本件は、現計予算額11億3,965万1,000円に、補正額666万7,000円を追加し、補正後予算額を11億4,631万8,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、一般会計繰入金を増額いたしております。歳出におきましては、広域連合に対する納付金を増額いたしております。

次に、議案第67号、茨木市及び摂津市における循環型社会の形成に係る連携協約の締結に関する協議の件でありますが、本件は、茨木市及び摂津市における循環型社会の形成に係る連携協約を締結す

るに当たり、茨木市と協議することについて、地方自治法第252条の2、第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

連携協約の内容といたしましては、茨木市と本市が循環型社会の形成に関する施策を推進し、両市域の持続的な発展を図るため、一般廃棄物の適正処理に関して相互に役割を分担し、連携することを協約するものでございます。

なお、連携協約は、締結の日から効力を生ずるものとし、事務の開始時期は令和5年度当初を目途といたしております。

次に、議案第68号、指定管理者指定の件、摂津市斎場でございますが、本件は、摂津市斎場の指定管理者として、一般財団法人摂津市施設管理公社を指定することについて、地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、一般財団法人摂津市施設管理公社の主たる事務所の所在地は、摂津市香露園32番19号で、代表者は、理事長、有山泉でございます。

指定の期間につきましては、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間といたしております。

次に、議案第69号、指定管理者指定の件、摂津市立葬儀会館でございますが、本件は、摂津市立葬儀会館の指定管理者として、一般財団法人摂津市施設管理公社に指定することについて、地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、一般財団法人摂津市施設管理公社の主たる事務所の所在地は、摂津市香露園32番19号で、代表者は、理事長、有山泉でございます。

指定の期間につきましては、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間といたしております。

次に、議案第70号、摂津市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件でございますが、本件は、行政組織を改編するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、市民生活部と環境部を統合し、「生活環境部」とするほか、用語等の整備を行うものでございます。

なお、施行日は、令和2年4月1日といたしております。

次に、議案第71号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございますが、本件は、一般職の職員の給料月額、住居手当の額及び勤勉手当の支給割合の改定等を行うため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、本条例第1条におきまして、若年層の給料月額を引き上げるものでございます。また、勤勉手当の令和元年12月期の支給割合を0.925月分から0.975月分に引き上げるものでございます。

本条例第2条におきましては、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を、1万2,000円から1万6,000円に引き上げ、住居手当の額の上限を2万7,000円から2万8,000円に引き上げるものでございます。また、令和2年度以降の勤勉手当の6月期及び12月期の支給割合を、それぞれ0.95月分とするほか、自転車で通勤する職員に対する通勤手当の額の特例を廃止するものでございます。

なお、施行日は、第1条の規定を公布の日、第2条の規定は令和2年4月1日といたしております。

次に、議案第72号、摂津市介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例制定の件でございますが、本件は、介護保険給付費準備基金を地域支援事業に活用することができるようにするため、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日は、公布の日といたしております。

次に、議案第73号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件でございますが、本件は、地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、給与所得者、または公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書、または公的年金等受給者の扶養親族等申告書にその旨を記載することとするものでございます。

また、特定法人、資本金または出資金の額が1億円を超える法人等である内国法人に対し、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による納税申告書及び添付書類の提出を義務づけるものでございます。

ただし、当該内国法人が電気通信回線の故障、災害、その他の理由により、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、市長の承認を受けたときは、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用しないで、納税申告書及び添付書類を提出することができることとするものでございます。

なお、施行日は、令和2年1月1日といたしております。ただし、一部の規定は、令和2年4月1日及び令和3年1月1日といたしております。

次に、議案第74号、摂津市青少年運動広場条例の一部を改正する条例制定の件

でございますが、本件は、青少年運動広場の照明設備の使用料の額を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、照明設備の使用料の額を半面30分につき2,900円から1,500円に引き下げるものでございます。

なお、施行日は公布の日とし、令和2年4月1日以降の照明設備の使用に係る使用料について適用することといたしております。

次に、議案第75号、摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、放課後児童健全育成事業における1クラスの児童数の特例を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、1クラスを構成する児童の数につきまして、放課後児童健全育成事業の管理及び運営に支障がないと市長が認めるときは、おおむね40人以下とする基準を、当分の間、適用しないことができることとするものでございます。

なお、施行日は、令和2年4月1日といたしております。

次に、議案第76号、摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。本件は、指定給水装置工事事業者の指定更新手数料を定めるとともに、指定手数料等の額を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、指定給水装置工事事業者の指定更新手数料を1件につき1万円と定めるとともに、指定手数料の額を1万5,000円から1万円に、

工事事業者証再交付手数料の額を2,600円から2,000円に引き下げるほか、あわせて字句等の整備を行うものでございます。

なお、施行日は、令和2年4月1日といたしております。

最後に、議案第77号、摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件でございます。本件は、排水設備工事責任技術者に関する事務が大阪府下水道協会に一元化されることに伴い、所要の規定の整備を行うほか、指定給水装置工事事業者に関する手数料の改定等に合わせ、排水設備の指定工事店に関する手数料の改定等を行うものでございます。

なお、施行日は、令和2年4月1日といたしております。

以上、令和元年第4回定例会提出案件の概略説明とさせていただきます。

○福住礼子委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けします。

森西委員。

○森西正委員 おはようございます。報告第12号の件でお聞きをしたいと思います。

今まで、消火活動中で起きた車両破損事故という件で上程というのが記憶にないんです。こここのところの説明をいただきたいんですけども、火災活動中に、建物のシャッターを破いたりとか、破損したり、そういうふうなことも今までは何度か消火活動の現場ではあったというふうに思うんです。それと、例えば車両の破損事故というふうな損害賠償で上程に上がってくるところと何が違うのかを、教えていただきたいです。損害賠償でもって、どの部分で上程をして、どの部分で上程をしないのかという、そういうところの違いを教え

ていただきたいです。

○福住礼子委員長 井口総務部長。

○井口総務部長 お答えいたします。

消防のほうから伺っておりますのは、火災活動中に、車両とか建物とかに損傷を与えた場合は、本来は補償しなくてもいいんですけども、今回の場合については、その車両の破損について一部消防のほうで連絡の連携がうまくいかず、所有者と意見の相違があったというか、手続上、本来であれば移動できたものが移動できずに、破損に至ってしまったということで、損害賠償の保険会社と相談した上で、これはやむを得ない行為ということで補償できるという保険適用になりましたので、今回報告させていただくと。

ただ、前回まで報告を上げていなかったということについては、私はそこは承知しておりませんので、今回に関しては、保険適用になるということでもありますし、消火活動中の分については全額保険が適用されるということで上げさせていただいていると伺っております。

○福住礼子委員長 森西委員。

○森西正委員 この点に関しては、本市でもって過失があるから、損害賠償の対象になるというふうな認識でいいですか。

○福住礼子委員長 井口総務部長。

○井口総務部長 そのようで結構かと思えます。

○福住礼子委員長 森西委員。

○森西正委員 結構です。

○福住礼子委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 以上で、質問を終わります。

理事者の皆さんは、退席いただいて結構

です。

暫時休憩いたします。

(午前10時23分 休憩)

(午前10時24分 再開)

○福住礼子委員長 再開します。

それでは、認定第1号、平成30年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について審査を行います。

補足説明を求めます。

牛渡議会事務局長。

○牛渡議会事務局長 それでは、認定第1号、平成30年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、議会費に係ります部分につきまして、決算書に基づき説明をさせていただきます。

まず、歳入ですが、一般会計歳入歳出決算書の61ページの款19諸収入、項4雑入、目2雑入、節1雑収入は、議会事務局分として、議員個人や会派など、一同名で発信いたしました電報代による私用電話使用料と各会派が使用されました電子複写機使用料でございます。

また、地震災害見舞金は、大阪府北部地震に対する芦屋市議会からの見舞金でございます。

次に、歳出につきましては、68ページから71ページまでの議会費で、予算現額は3億1,697万3,000円に対しまして、支出済み額は3億1,036万9,078円で、執行率は97.9%となっております。

その主な内容といたしましては、68ページの款1議会費、項1議会費、目1議会費、節1報酬は、議員報酬でございます。節3職員手当等のうち、議員期末手当を執行しております。

次に、節4共済費のうち、議員共済給付費負担金は、総務省から示された算定方法

に基づき、本市の場合、平成30年4月1日現在における標準報酬月額54万円に、同じく平成30年4月1日現在における議員数19人の12か月分に、改正省令で定める負担金率100分の38.2を掛けて算出したしております。

その下、議員共済事務費負担金は、市議会議員共済会に支払う事務負担金で、平成30年4月1日現在の議員定数19人分で、議員一人当たり年額1万3,000円でございます。

節7賃金は、議長公用車運転手に係る賃金でございます。

節8報償費は、友好都市から摂津市への訪問時や友好都市への訪問時などの記念品代及び手話通訳者派遣費です。平成30年度におきましては、いずれの執行もございません。

節9旅費のうち、費用弁償は、全国市議会議長会総会、全国高速自動車道市議会協議会定期総会などへの出席及び大阪府市議会議長会会長市として、議長会関係の会議への参加に伴う議長への費用弁償、並びに先進市行政視察における3常任委員会19人分及び議会運営委員会の正副議長を含めた8人分の費用弁償でございます。また、普通旅費は、随行事務局職員の旅費でございます。

3常任委員会と議会運営委員会の視察先ですが、総務建設常任委員会が静岡県焼津市と掛川市で、一人当たり3万1,920円、文教上下水道常任委員会が富山県射水市と砺波市で、一人当たり2万9,540円、民生常任委員会が長野県岡谷市と松本市で、一人当たり3万4,650円、議会運営委員会が大分県大分市と山口県山陽小野田市で、一人当たり4万8,730円の支出でございました。

次に、節10交際費は、主に議長公務に伴う会費などの経費や行政視察時の手土産代などでございます。行政視察時の手土産代といたしましては、先ほど申しあげました3常任委員会と議会運営委員会の視察先である8市への訪問時の費用でござい

ます。節11需用費における消耗品の主なものは、官報をはじめ、専門誌や新聞代、定期購読の機関紙、また、コピー用紙やプリンタートナーなどに要した経費でござい

ます。食糧費は、来客時のお茶、コーヒーなどの賄いにかかわる費用でござい

ます。印刷製本費は、議会だよりの発行に係る経費や議会応接室に掲げる議長用写真のデジタルプリント代でござい

ます。修繕料は、各会議室及び議会事務局の放送設備などの改修に係る経費でござい

ます。当初予算要求の際、改修費といたしまして、1,558万8,000円を要求いたして

おりましたが、入札の結果、1,274万9,184円で落札となり、入札差金の283万8,000円を減額補正いたして

おります。

節12役務費、通信運搬費は、議会事務局で使用しております携帯電話通話料、手数料は議長室のテーブルクロス

のクリーニング代、筆耕翻訳料は、本会議での速記、そして各委員会・協議会などにおける音声

反訳料でござい

ます。節13委託料、会議録検索システムデータ更新等委託料は、市議会ホームページや

庁内LANから閲覧できます定例会や各委員会の会議録検索システムのデータ更新に係る

ものでござい

ます。同じく日程管理システム構築委託料は、平成26年度にシステムの移行を行うた

めのソフトを購入し、令和2年度までにデータ移行を完了するため、順次作業を進めて

おりましたが、サーバーの老朽化により、それまで使用していた日程管理システムに

ふぐあいが生じ、使用不可となったことから、予算流用を行い、新たに日程管理シ

ステムを構築したものでござい

ます。議会放送設備等改修実施設計委託料は、先ほど申しあげました放送設備等の改修

に係る実施設計委託料でござい

ます。職員派遣委託料は、正副議長の秘書業務の派遣職員2名に係るものでござい

ます。同じく議会映像配信委託料は、市議会ホームページから本会議での議論の様子を

インターネット配信及び録画配信で視聴できる映像配信システムの運営管理業務

委託料でござい

ます。節14使用料及び賃借料は、事務局内の電子複写機レンタル料でござい

ます。次に、70ページ、節18備品購入費のうち庁用器具費は、大阪北部地震により

まして議会図書室の書庫が破損したため、買い替えが必要となったものでござい

ます。同じく図書購入費は、議会図書室用の図書の購入費でござい

ます。節19負担金、補助及び交付金のうち、政務活動費につきましては、執行がござい

ませんでしたので決算書に記載はござい

ません。最後、各種の負担金についてであります

が、全国市議会議長会は、全国815市の議長により組織され、地方自治の拡充に関

し関係方面に反映させるための措置を行い、とりわけ、全国知事会、全国市長会、

全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国町村議会議長会と合わせた地方6団体

の一つとして、内閣に対して意見の申し出、国会に対して意見書の提出を行う全国的

連合組織でございます。

その下、近畿市議会議長会は、全国市議会議長会を9ブロックに分けた1ブロックとしての位置づけでございます。2府4県111市の議長により組織され、全国市議会議長会が行う措置の近畿部会として意見の集約を図る組織でございます。また、近畿地方独自の地方自治の拡充に関し、関係方面に反映させるための措置を行う組織でございます。

大阪府市議会議長会は、近畿市議会議長会を構成する2府4県6団体の1つとしての位置づけで、大阪府内33市の議長団により組織され、近畿市議会議長会が取りまとめる大阪ブロックの意見を集約する組織でございます。また、大阪府独自の地方自治の拡充に関し、関係方面に反映させるための措置を行う組織でございます。平成30年度は、摂津市が会長市として年3回の総会や議員研修会をとり行うとともに、大阪府選出の国会議員への陳情活動を行い、近畿及び全国市議会議長会を通しまして要望活動を行っております。

北摂市議会議長会は、大阪府市議会議長会を4ブロックに分けた1ブロックとしての位置づけで、7市の議長団により組織され、大阪府市議会議長会が取りまとめる北摂ブロックの意見の集約を図る組織でございます。また、先進市の管外視察や各市議会間の情報交換、制度運営に関する調査を行う組織でございます。

その下、全国高速自動車道市議会協議会は、高速自動車道の建設促進と料金制度や防災・安全対策など高速道路の諸情勢や通過市共通の問題を総合的に調査・研究し、その解決を図るため関係方面に要請等の措置を行う組織で、令和元年11月現在、全国325市が加盟しております。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

○福住礼子委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 おはようございます。ちょっと確認の意味で1点だけ。

決算概要の40ページの、議会映像配信委託料なんですけれども、予算額が220万2,000円ということで、これは当初予算250万円程度計上されていたと思うんですけれども、決算額が180万円程度で収まったということで、このあたりの理由についてちょっとお願いいたします。

○福住礼子委員長 溝口議会事務局次長。

○溝口議会事務局次長 光好委員からのご質問にお答えいたします。

こちらの議会映像配信委託料につきましては、220万2,000円で予算のほうを計上させていただいておりましたけれども、議場内でのカメラ操作を事務局のほうでさせていただく形となりましたので、その分の人件費が減額になったということでこのような決算額になっております。

○福住礼子委員長 光好委員。

○光好博幸委員 それと、映像をライブで配信するとともに、先ほどもありましたけど、映像をアップすると思うんですけれども、そこに結構時間を要しているんじゃないかなと思うんですけれども、なぜそこにタイムラグがあるのか、委託先でやられているものなのか、あるいは事務局側での何か理由があってそのタイムラグがあるのかというのを、ちょっとお答えいただけますか。

○福住礼子委員長 溝口議会事務局次長。

○溝口議会事務局次長 光好委員からの

ご質問にお答えいたします。

そちらにつきましては、委託先の業者のほうで編集作業のほうをしていただいておりますので、その分で少しお時間がかかってしまっているということでございます。

○福住礼子委員長 光好委員。

○光好博幸委員 よく市民から聞くのは、ライブで聞きたいんだけど、後で見たいという方がおられて、なかなかちょっとアップされていないということをよくお聞きしますので、極力短くできますように取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○福住礼子委員長 ほかにございませんか。

弘委員。

○弘豊委員 では、私のほうからも1点だけ、確認を含めて聞いておきたいなと思うんですけど、説明にもありました議会費の委託料の部分で、会議録検索システムデータ更新等委託料ですけれども、当初予算と若干差はあるんですけど、ほぼほぼ執行されているんですけど、システムのデータ更新が去年の6月でとまっているんですね。それ以降の分が検索しても見られないというふうな状況になっているんですけど、このあたりについて説明をもらえたらというふうに思います。

○福住礼子委員長 溝口議会事務局次長。

○溝口議会事務局次長 それでは、弘委員からのご質問にお答えいたします。

会議録検索システムが昨年、平成30年6月の会議録までで今とまっているということでございます。こちらにつきましては、これまで市内LANからとインターネット系、ホームページから検索システムで

閲覧していただく形になっておりましたけれども、システム変更ということで、インターネット系に一本化を図るため、順次、データ移行をさせていただいております。

何分、これまで平成3年から約30年間分のデータがございます。それを、順次移行していただいております。そこに少しお時間かかっているということではございます。今、鋭意進めていただいておりますところではございますけれども、何とか年内には直近のデータを速やかに閲覧していただけるような形にしていきたいと思っておりますので、その旨、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

○福住礼子委員長 弘委員。

○弘豊委員 今ご説明いただいて、データの量が多くて時間がかかっているというようなことなんですけれども、委託料との関係でいったら、いわゆる業者にやってもらう業務量との関係でサイトにふぐあいが生じてこないのか。また、昨年の予算枠と今年度の委託料は、今ここに上がっている額よりもふえているなどというのは見て取れるんですけど、そこらあたりの関係を教えていただきたいと思います。

○福住礼子委員長 溝口議会事務局次長。

○溝口議会事務局次長 ご質問いただきましたけれども、特にふぐあい等は生じておりません。あと、データの作業量という部分につきましても、大きくは変わらないということではございます。

○福住礼子委員長 弘委員。

○弘豊委員 この点について、随分と前の古い議事録の分のデータも移していくということで、そこらはわかるんですけども、やっぱり直近の分で、そののそこを見たいなと思いますし、市民の方の目にも触れる、そういう会議録の検索でもあるの

で、そのところは、やっぱり取り組みの仕方がちょっとぐあい悪かったなというふうに思いますし、また議員に対しても、そういう状況なんだということをきちんと説明してもらわないと、やっぱりそれは都合悪いなというふうに思っています。

例えば、この間の決算審査に係る委員会の際なんかでも、所管の委員会が9月の時点で変わって、その直近の平成30年度の部分の決算をするに当たっては、いろいろと調べたいことがあったときに、全部議事録をめくっていかないとそれがわからないというふうなことになって、私も全部見ましたけれども、キーワードで検索ができたら、これはどうだっただろうというふうな振り返りができるけれども、そういうのが今回はできなかったというのがありますので、そのところは注意してもらいたいというふうに思います。

以上です。

○福住礼子委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 以上で、質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 討論なしと認め、採決します。

認定第1号所管分について認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○福住礼子委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時44分 休憩)

(午前10時47分 再開)

○福住礼子委員長 議会運営委員会を再開します。

それでは、第4回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

香山議会事務局主幹。

○香山議会事務局主幹 第4回定例会の審議日程等の事務局案について、お手元の資料に基づき説明いたします。

まず、1ページの審議日程につきまして、会期は12月2日から12月18日までの17日間でございます。

本会議初日の12月2日は、閉会中の継続審査となっていました案件の委員長報告、採決、そして、付託案件について提案理由の説明、質疑、委員会付託、並びに即決案件の審議でございます。また、この日の午後5時15分が議会議案の届け出締め切りでございます。

3日が文教上下水道常任委員会及び民生常任委員会。

4日が総務建設常任委員会と常任委員会予備日、5日が委員会予備日でございます。また、4日の正午が一般質問の届け出締め切りでございます。

なお、審議日程案に記載はございませんが、3日の文教上下水道常任委員会終了後に、文教上下水道常任委員協議会、民生常任委員会終了後に、民生常任委員協議会が予定されております。

13日が議会運営委員会。

17日は本会議で、一般質問。

18日の本会議では、一般質問の後、付託案件の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となっております。また、18日の本会議終了後に開催いただく議会運営委員会は、次の第1回定例会の審議日程の仮

決定をお願いするものでございます。

以上が審議日程案でございます。

続きまして、2ページをごらんください。

議事日程について説明申し上げます。

まず、12月2日につきましては、日程1が会期の決定、日程2は、認定第1号から認定第8号で委員長報告を受けた後、討論・採決でございます。この8件を採決グループごとにまとめるように、順序を並びかえて備考欄に一括起立採決、あるいは一括簡易採決と記載いたします。

先ほどの協議会での態度表明に基づき整理いたしますと、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第7号及び認定第8号は一括起立採決、認定第5号及び認定第6号は一括簡易採決となります。

日程3は、議案第61号など17件で提案理由の説明を受けた後、所管の委員会に付託となります。

日程4は、報告第12号で報告を受けていただきます。

3ページ、12月17日については、一般質問でございます。

18日については、日程1、一般質問の後、日程2、議案第61号など委員会付託案件の17件を一括上程の上、委員長報告・採決となります。

以上が議事日程でございます。

次に議案付託表につきましては、総務建設、文教上下水道、民生の各常任委員会及び議会運営委員会で審査いただく案件でございます。

最後の所管別分割表につきましては、議案第61号、令和元年度一般会計補正予算(第3号)について、付託された委員会で審査いただく内容でございます。

以上、事務局案の説明とさせていただきます。

ます。

○福住礼子委員長 ただいま、事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 それでは、そのように決定をいたします。

以上で本委員会を閉会いたします。

(午前10時52分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 福住礼子

議会運営委員 森西正